

鎌倉市子どもの家の入所手続き及び入所判定基準

1 目的

子どもの家の入所手続き及び入所優先順位の判定に関し必要な事項を定めるものです。

2 入所の申込み

- (1) 各月の 1 日から 15 日までに利用開始を希望する場合の入所申請書の受付は、原則、前月の 1 日から 15 日（15 日が閉庁日の時は、その直前の開庁日）となります。
- (2) 各月の 16 日から末日までに利用開始を希望する場合の入所申請書の受付は、原則、前月の 16 日から末日（末日が閉庁日の時は、その直前の開庁日）となります。
- (3) 次年度当初から 4 月末までに利用開始を希望する場合の入所申請書の受付は、市が別に定める期間となります。
- (4) 放課後かまくらっ子実施要綱に基づく事業（以下「かまくらっ子」という。）を年度中途から実施する子どもの家の入所申請書の受付は、市が別に定める期間となります。

3 入所を承認する人数

子どもの家の利用定員は、鎌倉市子どもの家条例第 2 条別表により定められています。利用定員を超えて入所の申請があった場合の取扱いは次のとおりとします。

- (1) かまくらっ子を実施していない子どもの家
 - ア 入所申請者数が利用定員を超える場合、鎌倉市子どもの家条例施行規則第 2 条第 3 項の規定による子どもの家ごとの登録定員まで入所の承認を行います。
 - イ 登録定員まで入所承認を行ってもなお小学校 3 年生以下の低学年児童に入所保留が生じる場合については、鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例付則第 3 項で定める経過措置を適用し、子ども会館を併設する子どもの家は、子ども会館の利用状況を鑑み、当該子どもの家の登録定員に子ども会館との共有スペースであるプレイルームの四分の一の面積を 1.65 m²で除した数（端数切捨て）を加えた人数を入所可能数として、低学年児童を対象に入所判定を行います。
- (2) かまくらっ子を実施している子どもの家

入所申請者数が利用定員を超える場合、鎌倉市子どもの家条例施行規則付則第 2 項の規定に基づく子どもの家ごとの登録定員まで入所の承認を行います。

4 入所判定の基本的な考え方

- (1) かまくらっ子を実施していない子どもの家に係る入所判定は、別表に定める基本点数と調整点数の高い児童から入所の承認を行います。
- (2) かまくらっ子を実施している子どもの家に係る入所判定は、次の優先順位の上位から順に、別表に定める基本点数と調整点数の高い児童から入所の承認を行います。

優先順位 1 アフタースクール終了後の預かりを要する低学年及び入所に当たって特に配慮を求める状況にある旨を入所申請書に記載のうえ、療育手帳、障害手帳又は医師の診断書を添付し申請している児童

優先順位 2 上記以外の低学年

優先順位 3 アフタースクール終了後の預かりを要する高学年及び入所に当たって特に配慮を求める状況にある旨を入所申請書に記載しているが、療育手帳、障害手帳を所持しておらず、また医師の診断書はないが、青少年課と面談を実施し、配慮が必要と認められた高学年

優先順位 4 上記以外の高学年

(3) ひとり親世帯又は離婚を前提に配偶者と別居している世帯（いずれも、同居の親族その他の者がいない場合）若しくは保護者が単身赴任中の世帯（単身赴任中の保護者を除き、複数の同居の親族その他の者がいない場合）については、「ひとり親世帯」又は「離婚を前提に配偶者と別居している世帯」若しくは「保護者が単身赴任をしている世帯」のいずれかの調整点数を加点します。

なお、「保護者が単身赴任中の世帯」に係る加点については、当該世帯のうち、該当する保護者の基本点数に代わり、調整点数を加点するものとします。

(4) 児童の心身の状況等について、当該児童の心身の状況、その他、特に配慮が必要と判断した場合、調整点数を加点します。

(5) 合計点数が同一の場合は、提出された書類の内容について総合的に判断して決定します。

(6) 提出書類に虚偽があった場合は、入所承認後でも入所を取り消すことがあります。

基本点数

| 項目 | 細目 | | 点数 |
|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| 児童の学年 | 1年生 | | 25 |
| | 2年生 | | 20 |
| | 3年生 | | 15 |
| | 4年生 | | 10 |
| | 5年生 | | 5 |
| 保護者の就労状況等 | | | |
| ① 居宅外労働 (常勤・パート等の呼称にかかわらず、その就労日数、時間で区分する。居宅外自営業を含む。) | 月20日以上勤務し、1日の勤務時間が7時間以上の者 | | 10 |
| | 月20日以上勤務し、1日の勤務時間が5時間以上7時間未満の者 | | 9 |
| | 月15日以上20日未満勤務し、1日の勤務時間が7時間以上の者 | | 8 |
| | 月15日以上20日未満勤務し、1日の勤務時間が5時間以上7時間未満の者又は他の基準には該当しないが、勤務時間が平準化しており月75時間以上勤務している者 | | 7 |
| | 上記以外 | | 6以下 |
| ② 居宅内労働 | 自営業者 | 月20日以上勤務し、1日の勤務時間が7時間以上の者 | 9 |
| | | 月20日以上勤務し、1日の勤務時間が5時間以上7時間未満の者 | 8 |
| | | 月15日以上20日未満勤務し、1日の勤務時間が7時間以上の者 | 7 |
| | | 月15日以上20日未満勤務し、1日の勤務時間が5時間以上7時間未満の者又は他の基準には該当しないが、勤務時間が平準化しており月75時間以上勤務している者 | 6 |
| | | 上記以外 | 5以下 |
| | 家内労働者 在宅勤務者 | 月20日以上勤務し、1日の勤務時間が7時間以上の者 | 6 |
| | | 月20日以上勤務し、1日の勤務時間が5時間以上7時間未満の者 | 5 |
| | | 月15日以上20日未満勤務し、1日の勤務時間が7時間以上の者 | 4 |
| | | 月15日以上20日未満勤務し、1日の勤務時間が5時間以上7時間未満の者又は他の基準には該当しないが、勤務時間が平準化しており月75時間以上勤務している者 | 3 |
| | | 上記以外 | 2以下 |
| ③ 妊娠・出産 | 産前・産後の8週間程度保育に当たる者がいない。 | | 4 |
| ④ 疾病・負傷・障害 | 入院 | 1箇月以上の入院 | 10 |
| | 自宅療養 | 常時病臥(一日の大半を病床で過ごす。) | 10 |
| | | 慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている。 | 8 |
| | 心身障害 | 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている者 療育手帳(A1、A2)の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている者 | 10 |
| 上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合 | | 8 | |
| ⑤ 看護・介護 | 入院 | 看護・介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準に準ずる | 10以下 |
| | 自宅 | 看護・介護に要する時間を基に、居宅内労働の基準に準ずる | 9以下 |
| ⑥ 災害復旧 | 災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働の基準に準ずる | | 10~7 |
| ⑦ 特例 | 就学・通学 | 生活手段のための各種学校の生徒 | 4 |
| | | 一般学生 | 3 |
| | 就労内定者・求職中 | 就労内定者、求職活動中の者、事業開始準備中の者。就労予定内容を基に、居宅外・内労働の基準に準ずる | 6以下 |

【注】

- 1 保護者の就労状況等については、保護者それぞれについて、①から⑦のうちから最も高い項目一つを基本点数とします。
- 2 同一世帯に同居の親族その他の者がいる場合は、基本点数が低い2人の点数を適用し、合計点数を算出します。ただし、児童の兄弟姉妹及び65歳以上の者については適用外とします。
- 3 就労等の状況が「上記以外」に該当するときは、その就労等の内容を点数表に照らし常態が類似するものから個別に基本点数を算出します。

調整点数

| 家庭の状況等 | | 点 数 |
|-----------|------------------------------|-----|
| ① | ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 | +15 |
| ② | 離婚を前提に配偶者と別居している世帯 | +14 |
| ③ | 保護者が単身赴任中の世帯 | +13 |
| 児童の心身の状況等 | | 点 数 |
| ① | 児童の心身の状況、その他、特に配慮が必要と判断される場合 | +15 |